

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業について公募型プロポーザルを実施するので、
公告します。

令和4年12月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

1 担当部署

〒066-0042 千歳市東雲町2丁目34番地6 千歳市役所西庁舎2階

道央廃棄物処理組合事務局施設課

電話 0123-40-5300

FAX 0123-23-0053

E-mail info@douou53kumiai.jp

2 事業の概要

(1) 事業名 道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業

(2) 事業内容

本事業は、組合構成市町より搬入されるごみの処理を行うため、組合が整備する焼却施設の運転、備品・用役の調達、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運転維持管理業務を事業期間にわたって実施するものである。

(3) 事業期間

運営準備期間、運営期間は次のとおりとする。

・運営準備期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

・運営期間

令和6年4月1日から令和26年3月31日まで（20年間）

3 参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成については、単独の企業又は複数の企業で構成される応募グループとし、以下に示すとおりとする。

- ① 応募者のうち、代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ② 応募者を構成する企業の企業数の上限は設定しないが、各企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、資格審査申請書の提出時に、応募者を構成する企業について、本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。また、代表企業は本事業全体の管理を実施するものとする。
- ③ 応募者を構成する企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 応募者を構成する企業は、他の応募者を構成する企業となることは認めない。
- ⑤ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係にあるものが他の応募者を構成する企業となることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係にある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合

- (a) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- (a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他、優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑥ 同一応募者が、複数の提案を行うことはできない。
- ⑦ 本事業において、特別目的会社の設立は任意とする。

(2) 応募者等の参加資格要件

本施設の運營業務を受託する応募者は、以下に示す要件を満たす企業であること。

- ① 資格審査申請書を提出する時点において、組合構成市町のいずれかにおいて、競争入札に参加する資格を有する者の名簿に登録された者であること。
- ② 代表企業は、次に示す要件をすべて満たす廃棄物処理法施行令第5条に規定する一般廃棄物処理施設の運転維持管理業務を、地方公共団体（一部事務組合を含む）から元請（特別目的会社から直接受託したものを含む。）で受注し、1年以上の運営実績を1件以上有すること。
 - ア ボイラー・タービン式発電設備を有し、施設規模が1炉あたり79t/日以上2炉構成以上。
 - イ 連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）。
- ③ 代表企業から、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式は、発電設備を有する「ストーカ式焼却方式」に限る）で施設規模が1炉あたり79t/日以上2炉構成以上の施設（1年以上の稼働及び1系列あたり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。）の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者。）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として事業開始後2年間以上専任で配置できること。
- ④ 本施設の運営にあたり、運営事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 応募者等の制限

以下に該当する者は、応募者となることはできない。

- ① 資格審査申請書を提出する時点において、道央廃棄物処理組合競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成26年4月1日管理者決裁）に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ② 資格審査申請書を提出する時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ③ 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ④ 以下の法律の規定による申立てがなされている者。
 - ア 資格審査申請書を提出する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者。
 - ウ 経営不振に陥ったと明らかに認められる等この事業に参加するのにふさわしくないと認められる者。
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
 - オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- ⑤ 国税、又は地方税を滞納している者。
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）、又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者。また、構成市町の暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等との関係を有している者。
- ⑦ 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者（「資本関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の20を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の20を超える出資をしている者をいい、「人的関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

をいう。)。なお、本事業に係る組合の発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。

株式会社エックス都市研究所

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

4 募集要項等の交付期間及び方法

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業募集要項、要求水準書、優先交渉権者審査基準書、基本協定書（案）、運營業務委託契約書（案）及び様式集（以下「募集要項等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和4年12月1日（木）から交付する。

(2) 交付方法

道央廃棄物処理組合のホームページからのダウンロードにより交付する。

5 参加手続等

(1) 参加資格審査書類の提出

応募者は、募集要項等で示す書類を次のとおり提出すること。

① 提出期限 令和5年1月20日（金）午後5時

② 提出場所 道央廃棄物処理組合事務局総務課

〒066-0042 千歳市東雲町2丁目34番地6 千歳市役所西庁舎2階

電話 0123-40-5300 E-mail info@douou53kumiai.jp

③ 提出方法 電話連絡の上、信書便による郵送または持参による。

(2) 参加資格の審査等

3に定める参加資格要件の審査を行い、審査結果を通知する。

(3) 事業提案書の提出

(2)で参加資格の審査を通過した者は、次のとおり事業提案書を提出すること。

① 提出期限 令和5年4月21日（金）午後5時

② 提出場所 (1)②に同じ。

③ 提出方法 電話連絡の上、信書便による郵送又は持参による。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 募集要項等に定める手続き以外の手法により、道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営業務民間事業者選定に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）又は道央廃棄物処理組合事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項等に違反した場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (5) 選定委員会が募集要項等に違反すると認める場合
- (6) 見積価格が募集要項等に示された費用を超える場合

7 優先交渉権者の決定

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営業務民間事業者選定に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置される選定委員会において、募集要項等で定めた審査方法及び評価基準により、提出された事業提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて優先交渉権者を決定する。

8 契約に関する基本条項

(1) 契約の締結

運営業務委託契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結後、基本協定に基づき事業実施の詳細条件等の契約協議を実施し、契約協議が整った場合に運営業務委託契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

9 その他

詳細は、募集要項等のおりとする。